

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時

平成28年2月23日（火）午後2時から午後4時10分まで

2 場所

津地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 水野 将徳（津地方裁判所刑事部裁判官）

裁判官 大熊 一之（津地方裁判所長）

裁判官 渡邊 遥香（津地方裁判所刑事部裁判官）

検察官 梅原 隆（津地方検察庁検事）

弁護士 東 幸太郎（三重弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～8番 8人

4 議事概要

（司会）

裁判員制度は施行から6年余りが経過し、津地方裁判所でも90件を超える事件が審理されてきました。裁判員制度は、国民の皆様の御理解、御協力のおかげで運用されてきていますが、まだまだ改善すべき点はあると指摘されています。また、法曹三者（裁判所・検察庁・弁護士会）の絶え間ない努力によって、初めて安定して順調な制度の実施が可能になるものと考えております。本日は、そのような法曹三者を中心とした裁判員裁判に携わる者達の努力が、裁判員の皆様へのどの程度伝わっているのか、あるいは実際の法廷での審理や評議でどの程度活かされているのかという観点から、裁判員等を経験していただいた皆様の御意見や御感想をお伺いしたいと考えております。厳しい御意見も含めましてお話をいただければと思っております。

早速、意見交換会に入らせていただきます。今後の進め方ですが、まずは最初

に裁判員裁判経験者の皆様に、それぞれが御担当いただきました事件について、どのような事件であったかという概要を御紹介いただきまして、その後、手続の流れに従って、それぞれの手続段階についての御意見や御感想をお伺いしていきます。それでは1番の方から、どのような事件を御担当になったか簡単に御紹介いただけますでしょうか。

(1番)

私が担当した事件は、わいせつ略取誘拐、監禁、強姦致傷という罪名で起訴されて、懲役13年の求刑に対して、判決はわいせつ略取誘拐、監禁、強姦未遂、傷害罪で懲役10年に処するという内容の裁判でした。

(司会)

起訴された罪名と裁判所が認定した罪名にズレがあったという事件でした。争点のある事件で、①被告人が自転車に乗っている被害者の方に、故意で車でぶつかっていったのか、あるいは不注意でぶつかったのか、②強姦未遂ということで強姦に着手したことがあったのか、その際に強姦の目的があったかどうか、③それから監禁ということもありましたので、そもそも監禁という事実があったのか、故意があったのかどうか、④強姦と監禁という部分については、被害者の同意があったのかどうか、あるいは同意があったと誤って信じたのかどうか、そのようなことが争いとなったということによろしかったですね。

次に2番の方は、どのような事件を担当されましたでしょうか。

(2番)

私が担当した事件は、簡単に言うと殺人事件で、凶器が見つかっていない、指紋も残っていないという状況の中で、証拠はいっぱいあったのですが、全部いっぺんに決めつけられるものではなくて、一点一点全部しらみつぶしにしていって、最終的には犯人であろうという結論になりました。非常に長期の裁判となりましたし、皆さんで長い間過ごしましたので、意見も相当出し尽くしましたし、最後の最後には皆さん納得できる結論になったと思います。

(司会)

結論的には、有罪判決で懲役17年の刑になったというものです。争点としては、被告人がその殺人を行った犯人であるかどうかというのが最大の点であったというものであり、もちろん量刑についても争われた事件です。犯人であるかどうかということに関連する事項として、犯行がどういった時刻に行われたものであるとか、凶器がどういったものであったのか、といった点も争いになっていたということでもよろしかったですね。

次に3番の方、よろしく申し上げます。

(3番)

私が担当した事件は、御夫婦の間の殺人事件でした。奥さんの浮気を疑って、御主人がハンマーで奥さんの頭を殴って、最終的には包丁で刺し殺したという事件でしたが、奥さんはうつ病でいろいろ御主人は苦勞しているというところがありました。複雑ではなくて凶器もあって、被告人も行為自体は認めていたので、罪としてどうなるのかというところを詰めていった記憶があります。

(司会)

殺人という罪自体は認めているけれども、若干やり方でありまして、殺す意図がどれくらい強かったというようなところで食い違いがあったようですが、基本的には認めていた事件でしたね。この事件は懲役13年の刑が言い渡されました。

次に4番の方、よろしく申し上げます。

(4番)

私は住居侵入、強盗致傷、窃盗、窃盗未遂事件の事件を担当させていただきました。事件に携わらせていただいてから長い期間が経っていますので、すっかり忘れてしましまして、今読み返して「ああ、そうだったなあ。」と思い出してきたところです。私達が裁判員に選ばれた中で、一生懸命に最終日まで意見を交換させていただいて、公平な裁判ができるようにみんなで意見を出し合いながら、

判決を決めさせていただいたつもりです。

(司会)

主文としては懲役8年の刑が言い渡された事件でした。主として量刑について争いのあった事件です。車上生活を送っていて、お金がないという状態になっていった被告人が、1か月ぐらいの間に住居侵入、強盗致傷、窃盗を繰り返していた事件でありました。

次に5番の方、お願いします。

(5番)

私が担当した事件は、通りすがりの何の落ち度もない未成年の女性に対するわいせつ略取、逮捕監禁、強姦致傷という事件でした。被告人は犯行を認めており、犯行当時の生活苦であるとか、自暴自棄になっていたとかいう部分はありましたが、結果として懲役11年という判決になりました。

(司会)

通りすがりの被害者を車に押し込むという形での略取と逮捕監禁、そしていわゆるラブホテルの一室に連れ込んで、そこで目隠しをさせたり、手首を拘束するという状態でもって支配下に置いたということで、監禁の状況下で強姦をして怪我を負わせたという事件でよろしかったですね。

次に6番の方、お願いします。

(6番)

私が担当したのは強盗致傷事件で、ざっくり言うとコンビニ強盗の事件についてでした。被告人が犯行に至った理由が生活苦だったのですが、被告人や親族の方の話を聞くと、どちらかというとい追い込まれたというわけではなく、自分でそれしか手段がないと思い込んでしまって、強盗に至ってしまったということで、求刑は6年だったのですが、その辺りのことで議論になって最終的に懲役4年という話し合いになった記憶があります。

(司会)

いわゆるコンビニ強盗の事件でしたが、その中で少し特徴的であったのが、スタンガンが使われた事件であったということです。従業員の方に対してスタンガンを押し付けて放電したり、あるいは店長に対しても殴ったり、スタンガンを放電したりということで、放電による熱傷を負わせたり、殴ったことによる打撲などの傷害を負わせたということで、強盗致傷の事件であったということです。量刑の問題になったと思います。

次に7番の方、お願いします。

(7番)

私が担当したのは、強姦致傷、住居侵入、窃盗の事件です。この被告人は立件されるのが何件かあるのですが、ちょっと難しかったのが一度裁判を受けて、懲役3年、執行猶予4年の判決を受けた後にまた捕まって、前回の裁判以前の犯行も自供しつつ、それも踏まえてどのような判決を出さなければいけないのかというのが、ただでさえ難しいのにそういう要素が加わって、すごく難しかったなどいうのもあります。

(司会)

この事件は強姦致傷、住居侵入、窃盗、強姦事件でしたけれども、その事件が平成17年の事件、21年の事件、22年の事件、24年の事件の4件ある中で、17年と21年の間に同種の事件で確定判決が出されているという事案でした。平成18年に強制わいせつ致傷の罪によって、懲役3年、4年間執行猶予という確定裁判がはさまっていたということで、主文が2つになったという事案です。平成17年の事件については懲役3年、前回の確定判決後の事件については懲役11年という有罪判決が出されたということになっています。内容的には争うところはなく、量刑について争ったということですね。

次に8番の方、お願いします。

(8番)

私が担当したのは現住建造物等放火事件です。被告人は罪を認めていましたが、

実母の介護でノイローゼとなっていたというのを強調していました。懲役7年の求刑に対して、懲役5年6月という判決を皆さんで出しました。

(司会)

現住建造物等放火という放火の事件で、一緒に住んでいたお母さんに認知症のような症状が現れて、それが一因となって、このような放火の犯行に及んだということだと伺っております。

皆さんに一通り事件の御紹介をいただきましたので、次に手続の流れに従って意見交換を進めていきたいと思っております。もう少し詳しく申しあげますと、判断すべきテーマを提示する「冒頭陳述」というところから御意見を伺うことにいたしまして、それに引き続いて証人尋問や書証等の朗読等の「証拠調べ」についてお伺いします。さらに証拠調べが一通り終わりますと、次は「論告・弁論」ということで検察官、弁護人の意見が述べられますので、その部分についてお伺いします。これで法廷での審理が終わり、その後は「評議」ということになりますので、裁判官と裁判員の皆さんで評議をする場面について御感想等をお伺いすることといたします。それで判決ということになりますが、その他のこととして「選任手続」や「その他の手続」についても、あわせてその後にお伺いするという流れで進めていくことといたします。

まず、冒頭陳述についてですが、審理が始まりますと最初に人定質問と言いますが、被告人が人違いでないかという確認をして、その後に起訴状が読み上げられて、被告人及び弁護人が起訴状の内容について、間違いないか間違っているか、争うところがあるかどうか、いわゆる罪状認否が述べられます。その後に検察官、弁護人から、その事件についてそれぞれの当事者が考えるあらましが述べられます。この部分が冒頭陳述と言われています。冒頭陳述というのは、その後の証拠調べを進めていくに当たって、どういう審理をするのか、どういう証拠調べをするのかというポイントをどこに置くのかということ、裁判員の皆さんに理解していただくという目的もあって行っています。

実際、冒頭陳述をお聞きになった段階で、その後の裁判で自分たちがどのようなことに注意して見聞きしたらいいのか、事件のポイントがどこにあるのかについて、十分理解できたかどうかについて御意見をお伺いします。

まずは1番の方、お願いできますでしょうか。

(1番)

私の担当した事件は、冒頭陳述の段階で、被告人は行為があったことは問題なく認めるが、無実を主張しているものでした。そのような中で、それが罪になるのかならないのかという、私達の普段の生活からはかけ離れた内容を検討していかなければいけないということで、とても難しいと感じながら冒頭陳述をお伺いしました。

(司会)

被告人は「全くこれを知りません。」ということではなかったという趣旨ですね。

(1番)

その行為がなかったという主張ではなくて、そういうことはあったけれども、それは不可抗力であったりして、罪に当たらないという主張でした。

(司会)

起訴されたことがそのままその通りではないが、だいたいそのようなことはあり、その限度で認めているという趣旨ですね。その中でどこが争われているかということが、冒頭陳述の段階でどの程度ポイントとして分かったか、それともごちゃごちゃしていて分かりづらかった感じだったのか、その辺りはいかがだったでしょうか。

(1番)

事実認定の部分で、この行為が罪に当たるのか当たらないのかという判断が、やはり法曹関係者ではない私達にはかなり難しいと思いました。評議の中でも感じましたし、量刑だけが争点の裁判ではないので難しいと感じました。

(司会)

被告人が被害者の方の自転車に車をぶつけているわけですが、外形的な行動はその通りなのだが、それが不注意によるものか故意であったのかというところが争点だったのですね。そういう争点があるということが冒頭陳述で理解できたということでもよかったですね。

(1番)

私は理解できました。

(司会)

2番の方はいかがでしょうか。

(2番)

私が担当した裁判では、検察官は「被告人が犯人である。他の人間は考えられない。」という主張だったのですが、被告人の方は「全くの無罪である。これは冤罪です。」と真っ向から反論しましたので、これは長引く裁判になるという前兆がありました。

(司会)

いわゆる犯人性と呼ばれている「被告人が犯人と言えるのかどうか。」というのが最も大きなテーマだったと思うのですが、その中で間接事実という言葉も出てきたかと思いますが「こういったところの事実が認定できるかが争われている。」という一つ前の項目は冒頭陳述では出てきましたでしょうか。

(2番)

凶器に関して、検察官は「凶器を準備した。」と言いましたが、被告人は「被害者に頼まれて買ってきたものだ。後はどうなったのか知らない。」、動機についても、検察官は「こういう動機があるから被告人が犯人だろう。」と言いましたが、被告人は全く逆で「被害者とは非常に仲が良かった。」と、全く反対の主張をしていました。被告人が事実として認めたのはコンビニとかオービスの写真もあり、「現場に行ったことは認めるが、すぐに帰ったので私は犯人ではない。

その後には犯人が来た。」と主張していましたので、その辺りが争点でした。

(司会)

そういった争点が冒頭陳述の段階で、ここが問題なのだなということは理解いただけたということによろしかったですか。

(2番)

その段階で漠然とですが、理解できました。

(司会)

確かに多岐にわたる争点があったかと思います。おそらく鍵のことが一つ大きな争点になったと思われませんが、そういったところも御理解いただけたでしょうか。

(2番)

そうですね。

(司会)

凶器と傷との整合性という犯人と認定できるかということの一つ前のテーマも出てきたと思うのですが、それも冒頭陳述の段階でお分かりいただけたということによろしかったですでしょうか。

(2番)

そうですね。

(司会)

検察官の主張と弁護人の真っ向から対立する主張が、冒頭陳述の段階でちゃんと出てきていたということによろしかったですでしょうか。何か疑問、分かりにくかったという印象はありませんでしたか。

(2番)

主張が真っ向から対立していたので、どちらが本当なのだろうということは感じました。

(司会)

もちろん、どちらが本当なのかということは、これから先の証拠調べで認定していくことになっていきますが、どこが対立しているということはお分かりになったということでもよろしかったですか。

(2番)

はい、分かりました。

(司会)

では、3番の方お願いいたします。

(3番)

裁判からかなり時間が経っておりまして、はっきり申し上げまして自分が辿ってきた時系列があまりはっきりしていなくて申し訳ないのですが、冒頭陳述の辺りで揃えていただいていた資料で、図も入っていましたし、その内容でスッところという事件なのだなどと分かりましたし、それと弁護人側と検察官側の意見の相違というものもはっきり分かりましたので、申し上げることは特になく、とても分かりやすかったと思います。

(司会)

大きく争われている事件ではありませんので、どこが争点かははっきり出ていなかったかもしれませんね。

(3番)

そうですね。被告人の方は奥さんのうつ病の問題、異常なまでの嫉妬というのを主張されていましたが、被害者の方はもう亡くなってしまって主張することはできないので、そういったところが問題になっているのかなとは思っていました。

(司会)

4番の方はいかがだったでしょうか。

(4番)

時間が経っている上に、あまり冒頭陳述という言葉も今まで使ったことがなかったので、理解するのが大変だったのですが、私達の裁判は被告人の方も反省し

ていましたので、非常に穏やかな裁判だと感じました。

(司会)

この事件につきましても、特段大きな争いはなかったもので、最初に「これを判断してください。」というのが、印象に残りにくかったというところはありませんか。

(4番)

はい、そうですね。

(司会)

刑を決めるのがテーマだというのは、御理解いただけましたか。

(4番)

はい。

(司会)

5番の方、お願いします。

(5番)

私の場合も被告人の供述とか被害者の供述調書によりますと、概ねは被告人も犯行を認めていましたので、それについて議論が分かれることはありませんでした。

(司会)

最初の段階で、検察官や弁護人の主張という意味で冒頭陳述が行われるわけですが、この後に行われることがどのようなことだというのは、具体的にイメージを持っていたでしょうか。

(5番)

そうですね。今までテレビでしか見たことがなかったので、こんな感じなのだなと思いました。ドラマではそのようなところを見ることがなかったので、流れがスムーズと言ったら失礼ですけど、そういったことを今回の事件に関しては感じました。

(司会)

「わからないなあ。」とか、引っ掛かりを感じることはなかったということですね。では6番の方、お願いします。

(6番)

そうですね。初日の冒頭陳述でまず、コンビニ強盗だということと被害者の方との話し合いがある程度進んでいる状態が分かったので、決めることはどれくらい罪の重さを問うということかなと冒頭陳述を聞いた時に思いました。

(司会)

この事件も大きな争いというものはなかったので、いわゆる量刑、刑を決めるのがテーマだということをお理解いただけたということですね。では7番の方、お願いします。

(7番)

私のケースも全面的に罪を認めていたので、かなりスムーズだったと思いますし、弁護人の方も検察官の方も特に内容を繰り返すということも感じられなく、ただ事件の内容をなぞるという形で始まったと思います。

(司会)

基本的には争いはありませんでしたが、いきさつというか「被告人がこんな思いでやったのだよ。」といったところや「こういうところを考慮してください。」といったところを弁護人が少しお話しされた程度で、それが量刑にどのように影響を与えるかというのがテーマだったという御理解でよろしいでしょうか。

(7番)

そうですね。

(司会)

ありがとうございました。8番の方はいかがでしょうか。

(8番)

私の場合は被告人が罪を認めていましたが、冒頭陳述の段階ではただ話を聞く

だけで、自分の頭にはすっきりと入らなかったです。でも、刑期を何年にするかというテーマだったと思います。被告人は飲酒が原因で事故を起こしたというのが裁判員皆さんの認識でした。冒頭陳述で思ったことはそれぐらいですね。

(司会)

あまり頭に入ってこなかったというお話でしたが、この事件はどんな事件かという説明は検察官の冒頭陳述にあったかと思いますが、そういうことは理解できましたか。

(8番)

ええ、最初は緊張していたので、頭に入らなかっただけで、配られたものを何度か読み直して理解できるようになりました。

(司会)

冒頭陳述に当たっては、特に検察官の方からは色刷りの箇条書きであったり、チャート化されたりした壁新聞のような1枚ないし2枚の冒頭陳述メモというものが配られたかと思いますが、それを何度か御覧になって理解されたということですか。

(8番)

ええ、そうです。パッと見ただけでは分かりませんでした。何度か読み返して頭の中に入るという状態でした。

(司会)

検察官からはそういう色刷りの冒頭陳述メモが配られたかと思いますが、弁護人の方の冒頭陳述はどのような感じでしたか。言葉だけでしたか。それとも何か配られましたか。

(8番)

配られましたね。被告人はこんな心境だったという内容だったと思います。

(司会)

弁護人から配られたメモは、事件のいきさつよりも被告人の心情が中心の内容

だったということですね。

(8番)

ええ、心情ですね。母親の介護という問題が全面に出ていたと思います。

(司会)

今の関連ですが、冒頭陳述において、何らかの資料と言いますか、メモ的なものが配られたと思いますが、それを御覧になった印象をお尋ねします。

(1番)

確かに、私達は聞いただけで、それを全部理解するのは難しいので、目で見て聞いてということでは、非常に書面があるということは理解を進めることの役に立ちました。「こういうことが言いたいのだな。」ということでは理解しやすくなりましたね。

(司会)

争いのある事件だったので、弁護人の方からもそれなりに詳しい書面が出てきたかと思いますが、いかがですか。

(1番)

時系列的にかなり詳しい書面が出てきました。

(司会)

それについても、弁護人の言いたいことを理解する助けになるものになっていましたか。

(1番)

はい。

(司会)

2番の方もかなり詳しい書面が出たかと思いますが、いかがでしょうか。

(2番)

検察官が出してくる書面はチャートになっており、さらにはカラーで色付けしてあって非常に分かりやすいものであり、要点も1枚か2枚にまとまっていたの

で見やすく理解がすごくできました。これに対して弁護人から出てくる書面は、はっきり言って意見を羅列しただけの分厚いもので、何をどう言いたいのか全然分からないものでした。

後で理解したのですが、検察官というのは刑事事件をずっと扱っていますので、非常にそういうノウハウも持っているし、全国組織である。これに対して弁護人は初めて担当した刑事事件であったりするので、非常にハンディがある。それで10回目くらいですかね。やっと弁護人側も気がついて、短くまとめるようにはなってきたのですが、最初は全然理解できなかったですね。

(司会)

弁護人の方からは、かなり大部なものが出てきて、理解するのが大変だったということですね。

(2番)

そうですね。何が言いたいのか全然分かりませんでした。

(司会)

最初はそういう印象を持たれたが、途中からはビジュアルなものに修正されていったということですね。3番の方は、書面やメモ的なものについては、いかがだったでしょうか。

(3番)

先ほどもお話ししましたように、イラストや事件の起きた家の見取り図や「事件が起きた後に、この場所にこんな格好で倒れていましたよ。」といったことが記載された書面がありました。私達が受身的にどういう状況だったのかというのは分かりやすくまとめられていたと思います。検察官側と弁護人側との違いについては、記憶にはありません。

(司会)

弁護人からも何らかの書面が出されたという記憶はありますか。

(3番)

申し訳ありませんが、私が見たイラストの入った書面が、どちら側から出された書面か記憶にありません。

(司会)

はい、4番の方はいかがですか。

(4番)

やはり緊張感がすごかったので、どれをどう整理していいのか、初めの頃だったのでちょっと分かりにくかったというのと、テレビとか映画とかよく見るのですが、全然違った感じを受けました。とにかくきちんと説明していただいているので、あとはこれからの流れに沿ってと思って聞いていました。

(司会)

具体的にはあまり記憶はないけれど、「引っ掛かるな。」というような印象までは残っていないということでしょうかね。分かりにくいという印象を受けられたとのことですが、やりにくいという状況は残りませんでしたか。

(4番)

だいたいはこの事件なのだなというのは、やはりその場で理解できました。でも大まかな感じで残っていただけです。

(司会)

5番の方はいかがでしょうか。

(5番)

やはり証拠の写真ですかね。犯行現場の写真や犯行に使われた車の車内の写真などを見せていただいたことにより、先ほどの話は「こうだったのだな。」というのはよく分かりました。やはり目で見ないと、ちょっと伝わらないところはあのだなと思いますが、あれでよく分かりました。

(司会)

今のお話は証拠調べに入った時に御覧になったもので、冒頭陳述の時に言っていたことは、「このことだったのだな。」という御趣旨ですかね。証拠調べに入

る前の段階で、少なくとも検察官からは書面が配られたと思いますが、それによって理解の助けになったのか、あるいはあまり必要ないかと思ったのか、その辺りはいかがですか。

(5番)

あった方がいいと思います。先ほどの発言は最初、羅列しているだけでは、ちょっと分かりにくいところもありましたので、後で写真で実物を見た方がすごく頭に入ってくるという趣旨でした。

(司会)

冒頭陳述の役割としては、「これからちゃんと出てきますからよく見てくださいね。」、「どこを見てくださいね。」というものを指し示すものなので、そういう流れでよろしいかと思います。

6番の方はいかがでしょうか。

(6番)

コンビニ強盗のことなので、監視カメラの具体的な行動を時系列で書いてもらったので、すごく分かりやすかったです。あとは被害者の怪我の度合いであったり、被告人が犯行前に何をしていたかとかも結構具体的に書かれていたので、どうしてそのようになってしまったのかが分かりやすかったです。

(司会)

おそらくその辺りの内容は、検察官のメモに書かれてあったものだと思いますが、それがまとまっていて分かりやすかったという趣旨ですね。弁護人側からは何かメモのようなものは配られましたでしょうか。

(6番)

被告人の生い立ちが書かれたものがあり、それに酌量の余地があるかどうかという内容になっていたと思います。

(司会)

ありがとうございました。7番の方はいかがでしょうか。

(7番)

私の場合も争うところがなかったので、分かりやすかったことは確かですし、引っ掛かるところがなかったので、メモといっても一体どれのことだろうというくらいであまり覚えていません。

(司会)

この事件に関しては、いくつか事件があるので、その区別をちゃんとしていただきたいという思いがあって、それを区別するための資料が配られたと思います。これから証拠で証明するのは「こういう内容ですよ。」ということが言葉でもプレゼンテーションされたでしょうし、それを補完するものとしてメモもあったかと思いますが、あまり印象には残っていないということですかね。

(7番)

申し訳ありませんが、あまり印象として残っていません。

(司会)

弁護人の方から何か出てきたということも覚えていませんか。

(7番)

申し訳ありませんが、覚えていません。

(司会)

ありがとうございました。他に冒頭手続で印象に残っていることはありませんか。だいたい皆さんお話しいただいたかと思imasので、検察官や弁護人の方から何かお尋ねしたいことはありますか。

(検察官)

若干だけ質問させてください。まず、冒頭陳述のメモのことなのですが、実はメモに書いてあることが全てではなく、口頭で説明して補足している部分もあったかと思imas。その検察官が口頭で説明した内容が文章で全て記載されているわけではないという点について、もし分かりにくかったなという方がいれば、その方だけで結構ですので教えていただきたいというのが一点と、それから2番の

方が関わった非常に長い事件について、冒頭陳述を複数回に分けたということがあったかと思いますが、それはそのようにして非常に理解が進んだのかどうかという点を教えていただきたいです。

(2番)

理解は進みました。

(検察官)

では、その点はそれで結構です。それと御担当された事件の中で、刑の軽重の争点があったかと思いますが、もし検察官の冒頭陳述が長いと思われた方がいれば、その方だけで結構ですので教えていただきたいことがあります。最後にもう一点、検察官は先ほど裁判官からもお話があったとおり、壁新聞のような形でカラーで作っているところがありますが、見てみて色使いとかが逆に目障りとかいった印象はありましたか。例えば検察官の傾向として、重要な部分は赤字で書いたりする傾向がありますが、色を使いすぎて見づらかったという経験がある方がいれば教えてください。

(司会)

最初の点については、ビジュアル化して言葉はなるべく最小限にとどめたものが検察官からは出ることが多いのですが、さらに文字を書き込んだ方が良かったのではないかというお考えをお持ちの方がいれば、御意見をいただきたいということですね。皆さんいかがでしょうか。

(1番～8番)

(特に意見なし)

(司会)

そういう印象はお持ちでないということでもよろしかったですかね。次に冒頭陳述の時間が長いなどお感じになった方はいらっしゃいますか。

(1番～8番)

(特に意見なし)

(司会)

これも特にないということによろしいですかね。三点目は色使いでしたね。色使いで気になるところは何かございましたか。

(1 番)

ちょっと派手だなという印象は残っていますね。もう少しピントを絞って、赤なら赤だけとか、黒字の中に赤を一、二か所という形の方が良かったと思います。書類の中で結構、青と赤が長いところがあったので、ちょっと分かりにくかったという記憶があります。

(司会)

色使いについて、もう少しポイントを絞った方が良かったのではないかというお考えですね。

(1 番)

どこがどうだったのかということは覚えていませんが、その方がインパクトが強いのではと思いました。青と赤が長いところがありました。

(司会)

ありがとうございました。

(4 番)

すいません、よろしいですか。

(司会)

どうぞお願いします。

(4 番)

素人の人ばかりだと思いますので、冒頭陳述でどういうところに焦点を当てて今から聞いていくかについて、ちょっと一言説明していただいたらいかがかなと思います。私も含めて分からないことばかりだと思いますので、そういうところの説明もちょっとしていただけると、もっともっと中身に入っていけると思います。

(司会)

おっしゃるとおりだと思います。それを心掛けて検察官も弁護人も携わっていらっしゃるかと思いますが、まだまだ不十分な点があるということで御意見を承っておきます。弁護人の方は何かございますか。

(弁護人)

弁護人にとっては大変耳の痛いところを、御指摘いただきましてありがとうございました。質問なのですが、事実関係に争いが無い事件を審理された方に主にお伺いしますが、検察官側の冒頭陳述と弁護人側の冒頭陳述で同じことを二回言っているな、同じことをなんで言うのだろうという印象をお持ちになられた方はいらっしゃいますか。と言いますのも、事実を争う事件であれば、弁護人側としては冒頭陳述を非常にやりやすく、検察官の主張のここが違うと指摘していけばいいのですが、検察官と同じ事実関係を前提に主張を組み立てる場合、どうしても事実関係の部分に関しては、検察官と似通ったことを話さざるを得ない。そういった中で検察官が言ったことの実質的な繰り返し部分について、裁判員の方はどのように思われて聞いているのかなと思いつつながら、冒頭陳述をすることがありますので、お伺いできればと思います。

(6番)

自分の場合ですと、検察官側はこれぐらいの罪の重さだということ、このぐらいの悪いことだということ、を主張されて、弁護人側は逆にやったことはこうだけど、それほど悪いことではないという、ある意味では両極端の主張をされていたので、いいか悪いのかどちらかなのだということは分かりやすかったです。

(司会)

論告・弁論の時にそういうことが出てきたのではないかと思います。冒頭陳述の段階でもそのような話ができましたか。

(6番)

そういった記憶があります。

(司会)

着目すべきところとして、このぐらいの悪いことだということと、それほど悪いことではないというところが、それぞれ出てきたということですかね。

(6番)

強盗したことは被告人も認めていて、あとはどれぐらいの罪の重さだということで、検察官側と弁護人側の見方がそのようだったとお聞きした時に思いました。

(司会)

他の方で、何かございますか。

(1番)

私の場合は、事実そのものは争っていないが、その解釈を争っているので、弁護人側も検察官側も事実を述べながら「こういう解釈なんだよ。」ということを行わざるを得ないということで、私は両方がそれぞれの主張があって、それはそれで違和感なく伺いました。

(司会)

それぞれ必要な主張の内容として「なるほどな。」という理解だったということですね。3番の方、お願いします。

(3番)

私の担当した事件では、殺意があったのか、なかったのかということが、非常に大事なところでしたので、弁護人の方、検察官の方、両方とも流れの中で、そういう犯人が殺意を持っていたのか、持っていなかったのかということへの結びつけという話はやはり大事だったと思います。

(司会)

多少なりとも対立点がある場合には、あまり違和感を持たれないのだろうとは思いますが、特に対立点がない場合ですと、確かに同じこと言っているなという印象を持たれるケースもあるのではないかと思います。7番の方は繰り返したなという印象はありませんでしたか。

(7番)

それはありました。

(司会)

5番の方は何かありますでしょうか。

(5番)

それぞれの立場があるので、こんなものかなという感じで聞いていました。

(司会)

それほどの違和感というものではなかったですか。

(5番)

はい。

(司会)

8番の方は何かございますか。

(8番)

特にありません。

(司会)

では、次に証拠調べということで、冒頭陳述でテーマが提示されて、それが認められるかどうかというところの予定、それを支えるところの証拠があるかどうかということで証拠調べに入っていくということでございますが、このあと特に、事実関係に争いのあまりないものについては、検察官の方から証拠書類というものが朗読される、読み上げられるというそれなりの時間が続くものと思います。その後で、必要があれば証人調べというものに入っていく、認めている事案であれば、ということになると思いますが、この証拠書類の取り調べについてですが、証拠書類の読み上げという形で通常やっていくわけですが、これが記憶に残るようなものであったか、あるいは、読まれ方とかが工夫している例もあったのではないかと思うのですが、お聞きになってどのように感じられたのか。詳しくすぎるとか、簡単すぎるとか、そのようなところを少しお尋ねしたいのですが、争いの

ある事件については少し置いておきまして、認めている事件についてお尋ねします。5番の方からいかがでしょうか。証拠書類の読み上げの場面があったと思います。それなりの時間があったと思うのですが、証拠調べのやり方としては証人を尋問するということもある訳ですが、そうしないで証拠調べとして証拠書類を読み上げるということをしていたのですが、これをお聞きになってすうーと入ってきたか、詳しすぎるな、ここまで言うのかなという思いがしたとか、妥当と思われたとか、そのような印象はいかがでしたでしょうか。

(5番)

そうですね。それを聞いた時点では流れとして聞いているだけなんですけど、後から出た写真などを見て、先ほども言いましたけれども、見たものの方がインパクトが強いものですから、最初の言葉だけでは大体は分かるのですが、実際に頭に広がらないという感じでした。

(司会)

そうすると、長いなというような印象は特にお持ちにならなかったということですか。

(5番)

それはないですね。

(司会)

6番の方、いかがでしょうか。

(6番)

読み上げの時に、実際に使われたスタンガンなどの実物を指示して説明してくれたので分かりやすかったです。時間が長いとは感じませんでした。

(司会)

読み上げだけではないかもしれませんが、甲号証調べというのが40分、1時間という時間をかけて行われていますので、文章の読み上げ全部ではないと思いますが、それなりの時間をかけてやっているかと思うのですが、あまり長いとは

感じられませんでしたか。

(6番)

長いとは感じませんでした。

(司会)

7番の方、いかがでしょうか。7番の方は、4つの事件に分かれていてかなり長い時間をかけて読み上げたのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(7番)

写真を使ったものがあったように思います。

(司会)

供述調書というものが読み上げられたと思うのですが、その辺りのところを合わせて何か印象に残っているものはいかがですか。

(7番)

やっぱり、写真も出てくるのですが人形を使った再現などですが、それを見て事件の重大性だとか被害者の恐怖心などを初めて実感することになります。文章だけでは伝わらない部分があるというのは、ここに出て経験した者にしか分からないのだろうと思います。報道を見て、このような事件があったと認識しただけでは本当のことが分からないと思います。私が担当した事件では、検察官が結構地図の確認を執拗にしていたのですが、その確認をした内容を説明するには、私達が位置関係を把握してから説明してほしいと思いました。

(司会)

もう少しお尋ねするのですが、本件は性犯罪なので被害者の方に証人として出廷していただくことが難しい事件ではあったのですが、可能であれば被害者の方に証人として出廷していただいて証言をしていただいた方が良かったというところはありましたか。本件では、証言に代えて捜査段階で聞き取った被害者の供述調書を朗読するという形をとったのですが、何か支障を感じられることはありましたでしょうか。

(7番)

できれば、顔を隠した状態でよいので出てきていただければもっと良かったと思います。

(司会)

調書を読み上げる形でもイメージはできたということによろしいでしょうか。

(7番)

イメージはできました。恐怖心などを感じることはできました。

(司会)

8番の方はいかがでしょうか。

(8番)

朗読を聞いただけではイメージを持つことが難しかったです。その後に、写真を見て視覚的なところから、供述内容を理解をすることはできました。朗読を聞くという、言葉からの理解は難しかったです。

(司会)

4番の方はいかがでしょうか。証拠書類の読み上げについてどのように感じられましたか。

(4番)

私の場合は、非常に分かりやすく侵入経路や事前に下調べを行っていたことや被害者に対する攻撃方法など、事細かく説明されていたので非常によく分かりました。

(司会)

4番の方の事件についても、被害者の方は出廷することに支障があるということから、調書の朗読という形で証拠調べが行われましたが、特に支障はなかったということでしょうか。

(4番)

はい、よく分かりました。

(司会)

3 番の方はいかがでしょうか。

(3 番)

証拠書類に凶面が提出されていたこと，凶器になったハンマー，包丁の実物が提出されていたことから，実際に使用された凶器を確認することもでき理解もできました。

(司会)

証拠書類の朗読について，印象に残るところ，分かりやすいとか分かりにくいなどと思うようなところは特になかったですか。

(3 番)

はい，特に問題はなかったと思います。

(司会)

次は，証人尋問についてお尋ねしますが，証人尋問は検察官請求の証人であれば先に検察官が証人尋問を行い，弁護人が反対尋問，最後に裁判所が補充尋問を行うという形であったと思います。最初に行う主尋問，証人を請求した方が行う尋問のことですが，この尋問を聞いていて，「分かりにくいなあ。」とか「この尋問はどのような趣旨で行っているのかな。」などと思うようなところは何かありましたでしょうか。1 番の方はいかがでしょうか。

(1 番)

私の場合は，鑑定人と被害者が証人となっていました。特に問題なく進んでいたと記憶しています。

(司会)

鑑定人というような専門家に対する尋問では，「今からこれこれについて伺います。」というような前置きをして行うことが多いと思いますが，そのような工夫はされていなかったでしょうか。

(1 番)

あまり記憶していないのですが、特に気にかかるというような尋問ではなかったと思います。

(司会)

専門家証人に対する尋問においては、専門用語であるとか概念であるなど難しい話が出てくることが多いと思いますが、分かりにくいなどの印象は持たれませんでしたでしょうか。

(1 番)

怪我の部位に関する怪我の程度などでしたが、特に医学用語を使われるということもなく、理解できる内容でした。

(司会)

2 番の方はたくさんの証人尋問をお聞きになられたと思いますが、その中で、工夫されているとか何か足りないなど、何らかの印象はありますでしょうか。

(2 番)

証人尋問が相当多かったのです。確かに、検察官請求の証人尋問については、「今からこのようなことについてお伺いします。」と前置きがあり、また、メモも提出されていきましたので、メモに証言内容を記載していくことができました。それに対して、弁護士請求の証人尋問は、尋問内容があちこちに飛んだ話になっていることで、メモを取るにも苦労しました。証人尋問が相当行われた後で、弁護士側も気付かれたのか、尋問事項を箇条書きにしたメモを提出されるなど工夫されていたようです。

(司会)

2 番の方の事件では、冒頭陳述が各パートごとに行われたミニ冒陳という形をとられていたようですが、その方法が理解を助けるようなことはありましたか。

(2 番)

そうですね。たくさんの証人を聞きましたので。ずいぶん勉強になりました。

(司会)

検察官の方から、証拠調べ全体を通して何か質問はありますでしょうか。

(検察官)

二点質問させてください。

一点目は、証拠として提出された写真等についてですが、殺人事件、わいせつ事件に関与された裁判員の方もお見えになると思います。遺体の画像やわいせつ画像について、それらが示された場合、そのことによって気分を害されたかどうか。また、その画像等が証拠として取り調べられる必要性があったかどうか。また逆に、遺体の画像等がなかった場合には、その被害者がどのような状態で絶命したかなどを御自身の中でどのようにしてイメージすることができるかということをお教えください。まずこの点についてお伺いします。

(司会)

検察官からの質問についてですが、2番の方いかがですか。

(2番)

私も、証拠調べの中で見るまでは、カラー写真で鮮明な画像が出てきたらどうでしょうか。食事もできなくなるのではないかと心配をしましたが、カラー写真で証拠調べをするのではなく、モノクロ写真で証拠調べを行うなど、工夫されており、怪我の状態ははっきりと理解することはでき、また、生々しいものでもなかったというように非常に工夫されていたので良かったと、配慮されていたと思います。

(司会)

2番の方の事件は、傷の形状についても争点となっていたことから、怪我の状態を詳しくに表されていたと思いますが、その中でも工夫されていたということでしょうか。次に3番の方はいかがでしょうか。

(3番)

私が担当した事件では、証拠調べを行ったものが写真であったかイラストであったか記憶が曖昧ですが、被害者の頭部に十数か所のハンマーで叩かれた傷を負

っていたのですが、その傷の部分に赤でマークがされていたという記憶があります。怪我の状態もよく分かるものであり、その中でも生々しさがあるものでもないように、非常に配慮されているものであったという印象があります。

(司会)

写真がそのまま提出されたものではなく、配慮されたものが提出されたということでしょうか。

(3番)

そうですね。

(検察官)

あと一点ですが、供述調書についてです。先ほどの方の話にもありましたが、一度朗読されただけでは、言葉が頭に入ってくるがイメージがわくものではなかったという話ですが、証拠調べの後に、評議室においてであるとか、もう一度供述調書を読み直す機会がありましたか。また、読み直すことがありましたか。

(司会)

8番の方からお伺いします。朗読された供述調書を読み直すことはありましたでしょうか。

(8番)

評議室の中で証拠書類を見直すことはありました。それが供述調書であったかどうかは記憶がはっきりしていません。

(司会)

冒頭陳述書を読み直すことはあったと思いますが、供述調書を読み直すこともありましたか。

(8番)

供述調書までは、読み直したかどうか覚えていません。

(司会)

7番の方はいかがでしょうか。

(7番)

朗読の間、できる限りメモを取りました。後から、供述調書を読み直すということはなかったように思います。証拠調べ時のメモが、評議の中でも重要であったと思います。

(司会)

6番の方はいかがでしょうか。

(6番)

供述調書を後から見た記憶はありません。証拠調べの前に配布された資料にメモを取るなどして、そのメモにより内容を確認していました。

(司会)

5番の方はいかがでしょうか。

(5番)

私は、読み上げだけで大体理解できました。供述調書を読み直したことはありません。

(司会)

4番の方はいかがでしょうか。

(4番)

私も、供述調書を読み直した記憶はありません。また、私が担当した事件では証拠として提出された写真もありませんでした。争いがない事件でしたので、特に罪自体を証拠により認定するような作業もありませんでしたし、供述調書の内容を確認することはありませんでした。量刑を決めるにあたっては、裁判員、裁判官全員で十分議論をして決めたと思っております。

(司会)

3番の方はいかがでしたか。

(3番)

調書については、読み上げられたものからメモを取るという形でした。後から

読み直すということにはなかったように記憶しています。

(司会)

次に、評議の感想、印象などを伺いたいと思います。1番の方いかがでしょうか。

(1番)

被告人質問を1日で終了しました。その日の帰りに、被告人質問でもう少し尋ねておけば良かったと思うことがあったりしました。評議のことではないのですが、疑問が残る場面も所々でありました。

(司会)

共通して行われる量刑評議についてお伺いします。量刑評議を行うに当たり、裁判官から行為責任という話があったと思います。まず、犯罪行為の悪さから刑事責任の大枠、量刑の大枠というものが決まってくる、それ以外の一般情状というもので調整して判断をしていくという説明があったと思います。このような説明について覚えていらっしゃるかどうか。また、その説明内容をなるほどと思われたか、よく分からないと思われたかはいかがですか。5番の方、いかがですか。

(5番)

説明はありました。それぞれ皆考え方は違いますが、裁判員のまとまりがあったものですから、被告人の反省や更生についてディスカッションしたことは覚えています。そういった形で評議を進めていきましたが、それほど時間をかけるところまでいかなかったように思います。

(司会)

評議の進め方としては、被告人がした行為はどのようなものかということを中心に検討し、そのような手順をとるのは、「量刑を検討するためにはこのような手順を進めていきますよ。」という説明があったと思います。その説明を理解していただいたということよろしいでしょうか。

(5番)

すごく参考になりました。

(司会)

6番の方、いかがでしょう。

(6番)

私も、そこはきちんと分かりました。

(司会)

そういう量刑意見を決めていく枠組みということでしょうか、その中で行為責任主義という話があったと思いますが、そのような話はありませんでしょうか。

(6番)

あったと思います。

(司会)

7番の方、いかがでしょうか

(7番)

きちんと最初に説明していただきました。

(司会)

8番の方、いかがでしょうか。

(8番)

判例や量刑データを提示していただきよく分かりました。量刑データを参考に
して判断していったのが良かったと思います。

(司会)

事例の話が出る前に、考え方についての話があったと思いますがいかがですか。

(8番)

説明を受けて理解することができました。

(司会)

4番の方いかがでしょうか。

(4番)

皆さんと同じでよく分かりました。

(司会)

3番の方、いかがでしょうか。

(3番)

量刑に関しては、事前にこれまでの判例も見せていただきましたが、どの時代で起きたものか、時とともに社会の背景も変化していくわけで、その判例が本件についてどれくらいの重みで生きてくるのかは疑問でした。それともう一つありまして、私が担当した事件では、被告人の前科が多数ありましたが、それについては全然検討せず今回の犯罪のみについて裁くということですが、少しは累積加算されるものがあるのもいいのではないかと、運転免許証の違反点数が累積されるように、その人ごとに点数が累積されていき、それが量刑判断に影響してもよいのではないかと思いました。

(司会)

まず、昔した犯罪は別として、今回犯した犯罪の行為の重さについて考えましょうという話があったということでしょうか。

(3番)

そういう説明がありました。その話を聞いて、そうなのかと思いました。

(司会)

2番の方、いかがでしょうか。

(2番)

私が印象に残っていることは、量刑の判断の説明について二日間程度の期間をかけて説明を受けたと思います。いろいろな議論の中で、裁判長から、これが普通一般の量刑であり、過去の実績もこのようになっている、考え方によって、求刑よりも上の年数になることもあるし、そうでないこともあるとの説明を受け、理解しました。

(司会)

2番の方が担当した事件は、犯人性が争われていた事件ですので、行為責任について判断し、それに対する量刑の判断をした後に一般情状による調整が行われるというところの、一般情状の話があまり出なかったのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(2番)

無罪主張でしたので、一般情状の話はありませんでした。

(司会)

1番の方、いかがでしょうか。

(1番)

行為責任の枠組みについて、きちんと説明をしていただきました。

(検察官)

時間の関係もあるので、一点だけお聞かせください。5番の方の質問に対するお答えに関連してなのですが、先ほど5番の方が被告人の更生に関して議論されたという話があったかと思いますが、その際にはもし仮に被告人が受刑をした場合に刑務所で服役期間中にどのような環境にいるのか、生活や刑務作業、改善指導を受けたりということもあると思いますが、そのようなところについて話題になったり説明を受けたり、あるいはそれらがなかった場合には、裁判員の皆さんが御自分で何かイメージされたことなどはありましたでしょうか。

(5番)

それは、ありました。

(司会)

裁判官の方から、懲役刑とはどのようなことをするのかというような説明もあったのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

(5番)

そのような説明もありました。

(検察官)

簡単に説明いただけますでしょうか。

(5番)

ごめんなさい。ちょっと忘れているところがあると思います。刑務作業が課される話であるとか、改善指導を受けるということもあるようですが、そのようなことの話はありました。

(司会)

3番の方、いかがでしょうか

(3番)

懲役13年という判決になったのですが、その間の受刑中にどのような処遇を受けるのかということは、裁判長から説明がありました。具体的にどのようなことをするのかという説明までの記憶は現在ありませんが。

(司会)

裁判員経験者としての感想、今後、裁判員を務められる方へのメッセージを送っておきたいということがありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

1番の方、いかがでしょうか。

(1番)

裁判員として良い体験をさせていただきました。何も経験がない者が、裁判員として事件と向き合わせていただくことは大切なことだなあと感じました。もし、裁判員候補者としてお知らせを受けた方々は、ぜひ積極的に参加していただければと思います。

(司会)

2番の方、いかがでしょうか。

(2番)

私も周囲の方に積極的に参加した方が良いと言っています。非常に勉強になりました。

(司会)

3番の方、いかがでしょうか。

(3番)

私も非常に良い体験をさせていただいたと思いますが、私の場合は5日間の日程でした。他の方の中には、すごく長い期間従事されている方も見えると聞いていますが、そのような日程であると自分に務めることができたのであろうか疑問に思います。従事期間中は、裁判官をはじめ職員の皆様にも非常に気を使っていたきました。本当に有り難かったです。

(司会)

4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

裁判所は建物が迷路のようになっているので、目的地に行くのに非常に困りました。分かりやすい案内板を設置していただくようお願いしたいです。また、配布された資料の中にメンタル不全の場合の案内文書も入っていました。他の方々のお話を聞いていると、非常に大変な事件もあるようですが、私が参加した事件は非常にスムーズに進行した事件であったように思います。1週間の日程でしたが、皆がいろいろな意見を出し合い、十分に議論して判決に至ったと思います。このような裁判員に参加して、生きている証を得たように感じました。

(司会)

5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

職場の方で休みをいただいた関係で同僚などから話を聞かれるのですが、その中で、裁判員候補者に選ばれたけど実は断ったんだという人が2人ほどいました。参加してみてどうだったと聞かれた時には、参加して良かったよという話はしました。もし、今後参加する機会があれば好奇心でも義務でもよいので、一度参加してみてはどうかと話しました。特別な知識も何もいらないので、是

非参加してほしいと伝えました。

(司会)

6番の方、いかがでしょうか。

(6番)

裁判所に来るとすれば、もう少し歳をとってからだと思っていました。最初、裁判員候補者になったときは非常に驚いたのですが、良い経験をさせていただきました。友人には、悪いことはしない方がいいよと話しています。

(司会)

7番の方、いかがでしょうか。

(7番)

私も皆さんと同じで、すごく配慮していただいたことに心苦しいくらいで、審理も裁判員に配慮されて休憩を多くとっていると聞きましたし、長いと感じることもなく、それほど疲れも感じなかったです。でも、そのような素人の方が参加することで手間が増えたり、税金が増えたりすることもあると思います。このようなことで、今後の裁判に良いように貢献できているのかなと思うと、自信が持てなかったです。それと、評議についてですが、質問することに戸惑ったりしたことがあったのですが、裁判はテンポよく進んだことで後から質問すれば良かったと感じる場面もありました。そのような進行で、判決まで至ったので、裁判が進んでいるという実感があまりないまま終わったように感じました。身内には、裁判員裁判に参加することを勧めるのですが、拒否反応を起こす者と積極的に参加したいという者の二極化です。拒否反応が起きるのは、裁判員裁判がどのようなものかという広報が足りないからだと思います。裁判員裁判の広報については、メディアの力で何とかしてほしいと思いました。

あと、もう一つ大きなことは裁判を受けることができる有り難さを感じることができたことです。

(司会)

8 番の方，いかがでしょうか。

(8 番)

私も良い経験をさせていただきました。周囲にも経験をしたことを話すのですが，周囲の方は否定的なことを言います。このようなことになっているのも，メディアの報道が過激なことばかりを報道することから，国民が否定的になるのだと思います。